

新潟県立大学学習支援センター規程

(平成 22 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正 平成 24 年 12 月 18 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 7 条第 1 項の規定に基づき、学習支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、後期中等教育段階における履修歴の多様化に対応した学習支援活動を展開する観点から、新潟県立大学（以下「本学」という。）の学生の自発的な学習活動を全学的な立場から支援していくことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。

- (1) 本学学生の学習活動に対する支援
- (2) その他センターの設置目的の達成のために必要な業務

(職員)

第 4 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第 5 条 センター長は、副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第 6 条 センターに、センター長の職務を補佐するため、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長が指名する。

(運営委員会)

第 7 条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、学習支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規程は、平成 24 年 12 月 18 日から施行する。